

川崎市立井田病院における入院セット提供等実施事業 仕様書

1 目的

本仕様書は、川崎市立井田病院（以下「当院」という。）において、入院患者（以下「利用者」という。）に対して、入院生活に必要となる病衣、タオル、紙おむつ等の物品のセット（以下「入院セット」という。）の貸出し及び提供業務を行う事業者（以下「事業者」と言う。）が事業を実施するに当たり、当院が必要とする条件等を定めるものである。

2 事業名

川崎市立井田病院入院セット提供等実施事業

3 事業概要

(1) 事業内容

事業者は、当院において建物の一部を有償で使用し、協議の上、運営に必要な設備整備等を行い、利用者との個別契約に基づき、入院セットを提供する事業を実施する。

事業者は、発注業務から在庫管理、請求書の発行から入金確認まで全般を行う。

(2) 実施場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院

受付場所及び在庫保管場所については、「9 貸付場所」を参照のこと。

(3) 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 実施日

利用者への入院セットの貸出し及び提供を行う実施日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで。）を除く毎日とする。

ただし、年末年始を除き、2 日以上連続して休日にならないようにすること。

不測の事態が発生した場合は、当院と協議の上、解決を図ること。

4 入院セットの種類と構成等

(1) 入院セットの種類

Aセット（病衣・タオル）

Bセット（病衣・タオル・オムツ）

Cセット（生活用品）

Dセット（口腔ケア用品）

(2) 構成物品及び提供数

構成物品及び提供数は、次のとおりとする。ただし、病衣及びタオルについては、現在当院で使用している品質と同等以上のものとする。また、現行リネン業者が使用する物品との区別が容易にできるよう配慮すること。なお、各項目とも交換が必要な場合や不足した場合は、追加提供を行うこと。

項目名	物品名	提供数
病衣	<ul style="list-style-type: none"> ● パジャマ（上下） ● ガウン ● 介護寝巻 ※男女色違い、小児用を含む各サイズを用意すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な物を入院初日から2日に1着以上
タオル	<ul style="list-style-type: none"> ● バスタオル ● フェイスタオル ● ディスポおしぼり 	<ul style="list-style-type: none"> ● バスタオル：週3枚以上 ● フェイスタオル：1日2枚以上 ● ディスポおしぼり：1日3枚以上
オムツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙パンツ ● テープ止めタイプ ● 尿取りパッド ● お尻ふき ※各サイズを用意すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● パンツタイプ：1日1枚以上 ● テープ止めタイプ：1日2枚以上 ● 尿取りパッド：1日7枚以上 ● お尻ふき：1日10枚以上
生活用品	<ul style="list-style-type: none"> ● シャンプー：80ml程度 ● ボディソープ：90ml程度 ● 歯ブラシ：1本 ● 歯磨き粉：15g程度 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて提供
口腔ケア用品	<ul style="list-style-type: none"> ● 口腔スポンジ：50本程度 ● 口腔ジェル：6g程度 ● 歯ブラシ：1本 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて提供

5 事業内容と諸条件

(1) 申込書等の用意及び契約手続き

ア 申込書等の用意

入院セットの案内、申込手続きに必要な書類等は、すべて事業者が用意すること。

イ 契約及び申込み

契約については事業者と利用者とは直接行うこと。入院セットの申込及びその受付についても、事業者と利用者とは直接行うことを原則とする。ただし、緊急や必

要な場合においては、当院職員が利用者に代わり対応することも可能とする。

ウ 利用料金

入院セットの利用料金については、セット（項目）毎に額を設定すること。なお、Aセット及びBセットは日額を設定すること。

生活保護受給者・住民税非課税世帯にあたっては、一般の価格より低廉な額とすること。

（参考：現在の提供価格）

	通常	生活保護・非課税世帯
Aセット	290円（税抜）	220円（税抜）
Bセット	785円（税抜）	720円（税抜）

なお、社会状況等の変化により、利用料金等の改定が必要な場合は、当院と協議の上行うこと。

エ 緊急利用時の取り扱い

当院が、救急センターを擁する二次救急医療機関であることを踏まえ、救急搬送されてきた患者など、利用の同意が取れない場合の利用に関する取り扱い基準を定めること。

(2) 対象病棟

病院内での運用を円滑に行うため、入院セットを導入する病棟と各種条件は次のとおりとする。

病棟	入院セット	備考
7階西病棟	導入	
6階東病棟	導入	
6階西病棟	導入	結核病棟。事業者スタッフは感染対策の講習を受ける。N95マスクを着用のこと。
5階東病棟	導入	
5階西病棟	導入	
4階東病棟	導入	
4階西病棟	導入	
3階西病棟	導入	
3階HCU・CCU病棟	導入	事業者による配布は保管場所までとする。
緩和ケア病棟	導入	

新型コロナウイルス感染症患者受入病棟については、6階西病棟と同様に事業者スタッフは感染対策の講習を受けること。また、N95マスクを着用すること。

(3) 入院セットの提供

入院セットの各物品の在庫管理を適切に行うとともに、各病棟等の必要数（在庫）を確実に準備すること。

ア 入院セット在庫の管理

入院セットの在庫については、「9 貸付場所」に定める保管場所において管理すること。

イ 病棟等への在庫の配送

前号アの在庫状況に応じ、必要数を各病棟等へ配送すること。配送回数は、各病棟等の在庫数に応じて、休業日を除く毎日1回以上とする。

なお、連休等で不足が生じた場合は、臨時の対応を行うこと。

ウ 利用者への配布

利用者への各物品の配布は、原則事業者が行うこと。なお、配布場所は利用者のベッドサイドまでとする。ただし、感染対策上必要な措置を要する場合は除く。

(4) 洗濯物品の回収

使用済みの病衣やタオル等の洗濯が必要なもの（以下「不潔リネン」という。）の回収については、衛生上の配慮と感染対策を施した蓋つきのランドリーボックスを各階の不潔リネン集積庫に用意し、休業日を除く毎日1回以上行うこと。

(5) 利用料金の徴収

利用料金の徴収については、原則、退院後に行うこと。

(6) 物品の交換

物品の品質については十分に配慮し、物品が消耗劣化した場合は、速やかに新品と交換しなければならない。

6 事業者の責務

(1) 一般注意事項

事業を遂行するに当たって、当院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、接遇、従業員教育、物品の衛生管理等に十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

また、不潔リネン等の洗濯業務に関しては、医療関連サービスマークの認定を受けている業者等が行うこと。

(3) 問い合わせ等への対応

利用者等からの問い合わせに対して、原則、休業日を除く、毎日対応すること。

なお、具体的な対応時間については、当院と協議するものとする。

(4) 秘密の保持及び第三者への提供の禁止

ア 事業の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。また、あらかじめ当院が書面により承諾した内容を除いて、事業の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。実施期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

イ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、前号アの義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

ウ 当院は、事業者が本仕様書の内容に違反する恐れがある場合は、事業者に対し関係資料の提出を求め、又は当院の職員を関係場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(5) 個人情報の適正な維持管理

ア 事業に当たり、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）（以下「個人情報保護条例」という。）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

イ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、個人情報保護条例にある罰則規定を周知しなければならない。

ウ 事業に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに当院に報告し、その指示に従わなければならない。実施期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により当院に報告しなければならない。

(6) 業務従事者の制服等

当院との協議により定めた制服及び名札を業務従事者に着用させなければならない。

(7) 総括責任者の選任及び責務

事業者は、総括責任者（以下「責任者」という。）を選任し、当院に届出なければならない。また、責任者は、当院と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者の指揮監督をするものとする。

(8) 業務従事者の指導教育

業務従事者に対して、業務を遂行する上で必要な教育研修を行い、当院にその研修結果報告書等を速やかに提出するものとする。

(9) 業務の確実性の確保

業務従事者の欠員が生じることのないように代替要員の確保等必要な措置を講じる

とともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整えなければならない。

(10) 消防訓練等への参加

当院が実施する消防訓練その他当院管理運営上必要な事業について、当院と協議を行い、積極的に参加しなければならない。

(11) 業務従事者の安全衛生管理

事業者の責任において、作業中の安全衛生の確保に努めるものとし、業務従事者の健康管理を始め、院内感染防止等に万全を期するものとする。

(12) 損害賠償

ア 事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した時は、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を、損害賠償として当院に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 前号アに定める場合のほか、事業者は、契約書に定める義務を履行しないために当院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなくてはならない。

ウ 本事業によって第三者に生じた事故が、当院の責めに帰さない事由による場合は、事業者が補償すること。

7 負担区分

事業の遂行に当たって必要となる経費については、事業者の負担とする。

8 貸付料

(1) 事業者が入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額
の貸付料とする。なお、支払方法は当院の指示に従うこと。

(2) 事業者は、毎月の売上を報告する際には、当院が認めた客観的に売上を確認できる
資料を提出すること。

9 貸付場所

(1) 受付場所

受付場所	面積 (㎡)	寸法:幅×奥行 (m)
1階入院受付前	約5.7	約2.7×2.1

(2) 在庫保管場所

保管場所	面積 (㎡)	寸法幅×奥行 (m)
地下1階リネンセンター1の一部 (集中保管置き場)	約21.62	約4.6×4.7
地下1階リネンセンター2の一部 (不潔リネン置き場)	約3.06	約3.4×0.9
緩和ケア病棟の棚	約1.8	約1.1×0.9
	約0.63	約1.5×0.42
	約0.42	約0.97×0.43
3階HCU・CCU病棟のリネン庫	約0.68	約1.53×0.45
3階西病棟の棚	約1.01	約0.96×1.05
	約1.24	約1.18×1.05
4階東病棟の棚	約1.13	約1.41×0.8
	約1	約1.25×0.8
	約0.8	約1×0.8
4階西病棟の棚	約1.14	約1.43×0.8
	約1.13	約1.41×0.8
5階東病棟の棚	約1.13	約1.41×0.8
	約0.8	約1.01×0.8
5階西病棟の棚	約1.15	約1.44×0.8
	約1.12	約1.4×0.8
6階東病棟の棚	約1.13	約1.41×0.8
	約0.82	約1.02×0.8
6階西病棟の棚	約0.71	約1.04×0.68
	約0.71	約1.04×0.68
7階西病棟の棚	約0.72	約0.9×0.8
	約1.12	約1.4×0.8
	約1.12	約1.4×0.8

なお、具体的な場所や面積、その他ランドリーボックスの設置場所等については、当院との協議によるものとする。

10 その他

本仕様書記載のほか、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、その都度当院と協議の上で実施するものとする。